

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和2年第1回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和2年2月4日(火) 午前9時55分から午前11時05分

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 中川 豊隆, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市

小川財政局長, 仁藤財務部長, 道広契約課長, 剣持工事契約担当課長, 石村契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課物品契約係長, 遠藤契約課管理係長, 堀井契約課指導係長, 山根契約課副主査

(2)水道局

西井水道局次長(総務部長), 國富管財課長, 矢野管財課課長補佐, 桜井管財課契約係長, 小西管財課副主査, 水嶋管財課副主査

5 会議次第

(1)委嘱書交付

(2)委員長選出及び委員長職務代理者の指名

(3)岡山市入札外部審議委員会についての概要説明

(4)議題案件抽出方法について

(5)会議の運営方法及び岡山市入札外部審議委員会会則の改正について

(6)その他

6 会議概要

1 岡山市の入札・契約について

委員 : 最低制限価格と低入札価格調査基準価格は、どのように決められるものなのか教えてくださいませんか。

市当局 : 本来、入札は許容価格未満で一番安いものを落札者としますが、品質確保のため、いわゆるダンピング対策といわれるものですが、その一環として最低制限価格と低入札価格調査基準価格というものがあります。

建設工事を中心に説明させていただきますと、岡山市では許容価格 250 万円超 1 億円未満について最低制限価格を設定しており、最低制限価格は国交省の数式に基づいて算出します。この価格未満で入札した方は失格になるというものです。

委員 : 国交省の基準があるということですが、全国共通の基準に基づくものですか。

市当局 : 岡山市は国交省の基準に準拠し、国交省の数式に当てはめて算出しています。

また、低入札価格調査基準価格というのは、建設工事では許容価格 1 億円以上の工事に設定しており、数式自体は同じです。低入札価格調査基準価格未満で応札した場合に、失格となるのではなく、見積書、理由書などを提出してもらい、応札した方の履行が確保できるということであれば落札決定するもので、失格にはなりません。ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札した場合でも、更に低い価格の場合には失格となる数値を設けています。

委員 : 最低制限価格も低入札価格調査基準価格も、決める基準自体は同じですか。

市当局 : はい。

委員 : WTO 対象案件というのは、基準の金額を上回った場合はすべて WTO 対象の案件になるということですか。

市当局 : 物品・役務については 3, 000 万円以上、建設工事については 22 億 9, 000 万円以上コンサルについては 2 億 2, 000 万円以上が WTO 案件となります。通常の入札の形をとりませんが、一部に英語表記などを行い、国内だけでなく海外事業者も参加できるというも

のです。

委員 : 一般競争入札, 指名競争入札, 随意契約, 総合評価一般競争入札などの入札方法というのは誰がどうやって決めるのですか。

市当局 : 入札制度は地方自治法に定めがあり, 原則は一般競争入札となっています。一般競争であれば, 要件を満たせば不特定多数の方が自由に参加でき, 幅広く応札者を募れるため, 原則は一般競争入札の方法です。

ただし, 一般競争入札では支障があって, 指名した方がよいという場合には指名競争入札があります。岡山市の場合は, 岡山市契約規則上5者以上の業者を選定し, そこに参加してもらうというものです。

それとは別に, 地方自治法上, 工事であれば250万円以下, 役務・コンサルであれば100万円以下のものについては, 随意契約といって, 入札をしなくてもよいことになっています。基本は2者以上の見積りの徴取となっていますが, 単独随意契約というのもあり, 岡山市であれば業務によって5万円未満や10万円未満の場合は, 1者からの見積りで契約できます。

委員 : 単独随意契約の場合に, 入札と同様にサービスあるいは商品におけるの基準になる価格の設定はありますか。

市当局 : 単独随意契約に限らず, まずは許容価格を超えたら落札は出来ないのので, 1者見積りであっても許容価格未満で見積りを出していただけないと落札決定はできません。

委員 : 随意契約の中で, 見積り合わせをするものや単独随意契約をするものは, どのように振り分けるのですか。

市当局 : 地方自治法上は工事や役務でそれぞれ金額が決まっており, その金額以下であれば随意契約できるのですが, その中で, 岡山市契約規則では, 見積り合わせは5万円以上, 修繕であれば10万円以上というように, 原則的には金額で決まっています。5万円未満や10万円未満であれば1者見積りでよいということです。

また, 単独随意契約については, 地方自治法上で, 緊急を要する場合や特殊な技術が必要な場合は, 先ほどの金額でなくても単独随意契約できると定められています。

委員 : 見積り合わせをすることが必ずしも適当ではないケースがあるということですね。

市当局 : そうです。例えば、災害ですぐに復旧しなければならないような場合には、単独随意契約が認められています。

(終了)